

海上保安廳職員に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月五日

小林勝馬

參議院議長 松平恒雄殿

## 海上保安廳職員に関する質問主意書

海上保安廳はその名称の示す如く海上の保安業務に從事することは言を俟たない事であるが、陸上と海上に亘り特殊の関係も多い事と思うが、海上経験者(実歴者)が非常に少く、陸上官廳の如きは(船舶を除く)、大多数の人々が、海上経験なき様に思はれるが、順次海上経験者と入替える意志ありや。なる又現在の海上実歴者数及び割合(局別)を、速かに書類をもつて答弁ありたい。